

特別支援教育における食農教育の研究Ⅱ

木 場 雪 香

(文教大学教育研究所客員研究員)

Research on Food and Agriculture Education in Special Needs Education II

KOBA YUKIKA

(Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University)

要 旨

障害児教育は、江戸時代中期から始まり厳しい状況下ではあったが実践を積み重ね、戦後15年かかり初の学習指導要領ができ、30年近くかかってようやく養護学校は義務化された。

特別支援教育における食農教育は、明治時代より始まっていたことが分かった。また、戦後も障害のある子ども達と食農の相性がよいことから現在に至るまで実践が続いてきたことが示唆された。

1. はじめに

近年、社会経済情勢がめまぐるしく進歩し、かつてないほどに便利で物質的に豊かな生活をしている。飽食の時代とも呼ばれる一方、日本の食料自給率は低下しており、2019（令和元）年の調査によると、カロリーベースで38%となっている¹⁾。

豊かな食時代に生きる中で、生活経験が乏しく切り身が海に泳いでいると思っている子やお湯に味噌を溶けば味噌汁になると思っている子、畑や田んぼの違いが分からない子などが授業中に散見されている。自分が食べている物がどのようにできているか知らない子どもが通常学級、特別支援学級問わず増えていくと感じる。

そこで、食物を育て、調理し、食べる「食農」という学習活動が日本の農業や食を救えるのではないかと考えた。食農は、就学前教育や小学校の生活科及び小中学校の総合的な学習で既実践が行われている。特に、特別支援学校学習指導要領では作業学習という教科において「農耕」等を取り扱っていると記載されており²⁾、実際に特別支援学級の現場でも小

学校中学校共に、毎年畑を通して様々な教科で食農教育が行われている。日本の農業そして食を救えるのは、特別支援教育なのかもしれない。本稿では、特別支援教育の歴史と特別支援教育における食農教育の歴史を過去の学習指導要領や実践資料より紐解いていく。

2. 前稿までの研究概要

前稿までは、食農教育の効果及び現行の指導要領分析における義務教育段階と特別支援教育における食農の現状について研究を行い、以下の4点のことが分かった。

- ①社会経済状況の変化に伴い、食をめぐる環境も変化が進んでいる。この状況を鑑み、2005年より食育基本法が整備され、食育の推進のため、栄養教諭が設けられた。
- ②食農教育は、子どもたちの知的好奇心を高め、食べ物を大切にしたり、食べ物への知識・理解及び技能を深め、生産者への思いを巡らせるようになる効果がある。しかし、量と質が担保された食農教育を継続して行う必要がある。
- ③義務教育段階の学習指導要領において、食

農教育を実践するとしたら、「小学校生活科、小中学校総合的な学習の時間、中学校技術科」において実践することが可能だ。しかし、教科も時数も限られ、地域差もあり、単発の食農教育になりがちである。

④特別支援教育の学習指導要領において、食農教育を実践するとしたら、「生活単元学習、作業学習、小学部生活科、中学部理科、中学部職業・家庭科」において実践することが可能だ。特別支援教育においては、農耕や調理、食品加工は同列に並べられ、飼育栽培や生生活動といった言葉も多く登場することから、小中学校よりも食農教育を実践できる機会は多いと考える。

また、小中高等部一貫し、継続した食農教育も可能なのではないかと考える。

以上の4点から、義務教育段階と比較しても、特別支援教育において食農教育が取り組みやすく、また小中高と継続して取り組みつづけることができると示唆された。特別支援教育における食農教育はどのくらい以前から行われてきたのか、そもそも特別支援教育の歴史はどのように始まったのかについて次項以降では述べていく。

3. 特別支援教育の歴史

3-1. 第二次世界大戦以前（江戸時代～昭和20年まで）

日本における障害児教育のはじまりは江戸中期以降の寺子屋とされている。当時の寺子屋は、盲児、聾唖児、肢体不自由児、精神遅滞児を含めてかなりの数の子ども達が教育を受けていたとされている。

学校教育制度としての障害児教育の始まりは、明治5年学制とされている。学制では、小学の中に「廃人学校」というものは規定されたものの対象は、盲聾者を対象としており、肢体不自由児のような子どもは、当時の先進国の事例から考えても、病院内もしくは施設内の教育となっていた。しかし、日本の障害

児教育は遅れていた訳ではなく、当時一番障害児教育が進んでいたアメリカでさえ1875（明治8）年に障害児教育が社会事業から学校教育に行政移行したのにもかかわらず、日本では1872（明治5）年に廃人小学が学校教育の一部として位置づけられていた。この廃人学校規定が日本の障害児教育制度の出発点になる。しかし、この廃人学校規定によって作られた学校は、「熊谷實彌の盲人学校」しかなかった³⁾。

1876（明治9）年2月25日に熊谷實彌が盲人学校を設立した。熊谷自身が盲人であり、旧名古屋藩で漢学を修めた平野知雄と共に教授に当たっていたようだ。学習する学科は、教科の順序によらないで小学学科を学ぶ小学変則、習字、算術であり、習字や算術は盲に対応した指導法が工夫されていた。盲生20名を集めたが、1年あまりで廃業したとされる。しかし、この熊谷の教育が日本における障害児教育の始まりといえよう⁴⁾。

その後、1878（明治11）年に古河太四郎が「京都盲啞院」を立ち上げた。聴覚障害児、視覚障害児を対象とする障害児学校だった⁵⁾。

義務教育の就学率の向上とともに、学業不振児や非行の子どもの扱いが問題になり、これに対して、特別な学級を編成して教育を行う学校が現れた。1890（明治23）年松本尋常小学校では、能力別学級に編成された。これが今日における盲聾児以外の特殊児童が対象の学級の起こりとされる⁶⁾。その後全国に特殊学級は広がり、ピーク時の1923（大正12）年には463学級にもなったが、昭和恐慌により縮小していった。

1891（明治24）年石井亮一は、「滝乃川学園」を設立した。この学校は、知的障害児を対象とする初めての教育施設とされる。この滝乃川学園を皮切りに、1909（明治42）年には、脇田良吉の設立した白川学園。1911（明治44）年には、川田貞治郎の設立した日本心育園。1916（大正5）年には岩崎佐一の設立

した桃花塾。1919（大正8）年には川田貞治郎の設立した藤倉学園など、私立の施設も盲聾児以外の子どもが学ぶ場となっていたようだ⁷⁾。

我が国最初の精神薄弱のための学校は、1940（昭和15）年に大阪市児童教育相談所の中に設置された大阪思斉学校である。大阪思斉学校は、国民学校としても位置づけられていた。

1941（昭和16）年3月「国民学校令」が公布され、国民学校令施行規則第53条に国民学校では身体虚弱、精神薄弱など特別な養護が必要な児童に対して、学級または学校を編成することを規定された。同年5月には、その学級等の名称を「養護学級」「養護学校」と称せられた⁸⁾。

3-2. 第二次世界大戦以後（昭和20年～現在まで）

1946（昭和21）年渋谷区大和田小学校に特殊学級が復活した⁹⁾。

1947（昭和22）年 学校教育法 第1条に「学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」と規定。また、第6条「特殊教育」についてでは盲・聾・養護学校と特殊学級について規定されている。養護学校は戦後全く新しい種類の学校で、精神薄弱、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）の児童生徒を対象とするものとされた。しかし、養護学校は戦後できたものであり、全国で1校も無かったため、養護学校の義務制ができる状態ではなく、未実施のまま、後日を待つことになった¹⁰⁾。

1947（昭和22）年に当時の国立教育研修所の教育方法研究室主任の三木安正を中心に、品川区立大崎中学校分校教場を設け、中学年齢の精神薄弱児の教育を開始したのである。その後、1957（昭和32）年1月に公立学校初の養護学校の東京都立青鳥養護学校となる¹¹⁾。

1948（昭和23）年に盲・聾学校の義務制が実施された。しかし、1953（昭和28）年「教

育上特別な取扱いを要する児童生徒の判断基準について」では、障害種別に関する実態調査がなされ、制度上は義務教育が進行中にもかかわらず、盲学校または聾学校に就学する必要のある児童生徒の就学率が極めて低調であり、その大きな原因は、盲・聾学校への就学は保護者に大きな経済的負担がかかることにあった。そこで、1954（昭和29）年6月「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」が制定された。これにより、保護者の経済的負担の軽減がはかられ、その後就学率の向上に大きな効果を挙げた。また、精神薄弱、肢体不自由、病弱・身体虚弱等の児童生徒で、特殊教育を必要とする者の数は、極めて多いことが判明した。しかし、養護学校急増は見込めないのので、小・中学校の特殊学級の増設で対応することとした¹²⁾。

1957（昭和32）年に初の障害児教育向けの学習指導要領「盲学校及び聾学校学習指導要領」が告示された¹³⁾。

1963（昭和38）年に「養護学校小学部・中学部学習指導要領精神薄弱教育編、小学部の肢体不自由教育編及び病弱編」が示された。この学習指導要領は、養護学校だけでなく特殊学級の教育課程の編成、指導計画の作成に大きな影響を与えた。

1971（昭和46）年・1972（昭和47）年に改訂された際も、小学部・高等部、障害種別に分けたかたちで告示されている。

1979（昭和54）年4月に養護学校義務化が施行された。これによって、従来、学校教育を受ける機会を提供されていなかった、あるいは不十分な教育しか提供されていなかった精神薄弱、肢体不自由または病弱・身体虚弱の児童生徒に対しても、その障害に応じた適切な教育の場が確保されることになった¹⁴⁾。また、1979（昭和54）年の学習指導要領改訂において、養護学校教育の義務化も相まって、従来の示し方を改め、「特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領、同高等部学習指導

要領」とされた¹⁵⁾。

その後、2007（平成19）年に、児童生徒の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められていることを鑑み、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育である「特別支援教育」を推進するために、特殊教育から特別支援教育へと移行していった¹⁶⁾。

以上から障害児教育は、江戸時代から厳しい目線に耐えながらも地道に実践を積み重ね、戦後15年かかって初の学習指導要領ができ、戦後30年近くかかり、ようやく養護学校は義務化した。また、平成になって特殊教育から特別支援教育へと変化していったことが分かった。では、特別支援教育における食農教育はどのくらい以前から行われてきたのかについて読み解いていく。

4. 特別支援教育における食農教育の歴史

4-1. 特別支援教育における食農教育の始まり(19世紀初頭～昭和20年まで)

19世紀初頭、白痴教育をはじめたフランスの医師エドワード・セガンは、作業教育を体系立てた。セガンは、「精神療法を応用できるよい機会は仕事の間である。一つの成果を目指して仕事をさせねばならない。その成果ないし製品は、彼等の知覚や知的能力に応じて、感得され、理解されるものでなければならない。個人的に役立つもの直接的に使われるものであること。今、食べるために、庭の菜園から、野菜を抜いてくるとかいった仕事。働くという、道徳的、社会的義務を強調しておきたい。仕事で金銭を得ないとしても、彼等は、感覚や秩序、相互依存等を体得し、合わせて、自分の役割や社会的位置に関する正しい感じや理解を持つようになる。できるだけ自然と親しみ、太陽と共に働くようにしな

ければならない。¹⁷⁾」と、既に海外では19世紀初頭から障害のある人向けの教育に食農が組み込まれていたことが示唆されていた。

日本における障害のある人向けの食農教育は、明治時代から始められていたようである。

1891（明治24）年創立の滝乃川学園では、農園もあって、野菜などを栽培し豚舎、鶏舎、わさび畑があり昼過ぎから農場に行き行って働く。鶏や豚の世話、温室の栽培、畑を耕すことなどの労作をしていた¹⁸⁾。

1911（明治44）年創設の日本心育園では、低能児は自然に影響を受けやすいと考えて自然的感化を教育方針に取り入れられた。施設の場所として、温和で寒暑が変異でなく、雨・雲が少ないこと、地勢については広々として周囲に山林があることが立地選定考慮され実際、学園内に金松、桜、ビャクダン、セイリウ、イチヨウ、金モクセイなどの樹木が庭園に植えられ、蔬菜園も設けられていた¹⁹⁾。

1919（大正8）年創立の藤倉学園では、3万坪の広大な耕作地、牧場地を有し作業を行う。作業は、養鶏、養豚、畜牛、畜羊、農業（甘藷その他の各種野菜、陸稲、麦類、牧草など）開墾をしていた¹⁸⁾。

以上より、日本でも明治時代からは、特別支援教育における食農教育が始まっていたことが分かった。

また、昭和10年3月補助学級調査委員会の出した『補助学級に関する調査資料』では、「絶えざる感覚練習に努めその発達を促進せしめ、技能的学習や作業を多くして感覚練習の機会を豊富にすること」また「生活環境に立脚することが非常に大切で、その生活環境から教育材料をとり入れるとき、それに対して関心と興味を喚起しよく理解する。生活即教育、これがあくまでも精神薄弱児教育の指標でなければならない。」と生活に則した教育が障害児教育においては行われるべきだと述べられている。また、「手工、農耕、園芸、動物飼育、掃除、洗濯、裁縫等は、彼等に最

も好適なるものである。このような労作をなさしめることによって、職業的訓練となすべきである。労作によって、彼等の特長とするところを十分に発揮させ、更に労働の精神を養わなければならない。」とし、畑を使った学習をすべきと記載されている²⁰⁾。

では、何故戦前期から農耕が障害児者教育において行われていたのだろうか。1つは、農耕を含めた職業教育を行うことによって、精神薄弱児救済の意味合いがある。もう1つが、比較的作業適応度が高いという評価がある²¹⁾。

4-2. 第二次世界大戦以降の特別支援教育における食農教育

第二次大戦直後の1947（昭和22）年秋精神薄弱児のために設置された滋賀県の近江学園では、戦災孤児、生活困窮児、精神薄弱児に対して医療用施設と農業多角経営および手工業などを併設して社会人としてたつための基礎的な職業教育を総合的一貫性の有した教育を理想として行っていた²²⁾。

昭和20年代後期以後、一般教育の生活主義は、教育の前面から退く。系統主義がとってかわる時期がきた。しかし、精神薄弱児教育における生活主義は、生活に凝固して、教育の主流を占めていた²³⁾。

では、何故障害児教育において食農教育が第二次大戦後も重視され続けたのだろうか。占領期の教育職員再教育講習では、アメリカ経験主義の影響もあり、教育原理は児童中心の教育観と生活中心の指導観を主軸としていた²⁴⁾。

同時期、1948（昭和23）年品川区立大崎中学校分教場から、青鳥中学校と名を改め、「青鳥教育」という教育実践を生む。青鳥教育とは、「原初的な目的に立ちかえって、彼らにふさわしい教育設計を考え、直接に彼らの手や足や感覚器官を通じて生活と生産に直結する教育でなければならない」とするもの

で、「生活教育」と名付けていた。生活教育は、理想的人間像を自律・自立的な生活者と見なし、生活において、生活のために学ぶ教育を進める教育である。青鳥教育の中では、農耕的作業にも力点を置かれるようになる。その後、1950（昭和25）年 都立青鳥中学校にて生活と生産の実践をもとに「バザー単元」という総合生活単元が行われるようになり、バザーの班にも農園班があった。

バザー単元や生活教育は全国に広がりを見せ、障害児教育においてはより学習者が理解、生活に生かしやすいという観点から取り込まれ続けていた。特に、各教科と各領域の指導目標と指導内容・方法を組み合わせた（合科・統合形態）による教育実践法が望ましいと主張され、展開されてきた。合科・統合された学習は、教材単元として「生活単元」・「経験単元」・「作業単元」等の名称をつけて計画され、今日まで続いている²⁴⁾。

1950（昭和25）年6月に網走市立網走小学校「かつら学級」が開級した。初代担任は、川村正男。川村が作成した「かつら学級経営案（精神遅滞児のための教育課程）」は、特殊教育委員会によって特別学級開設時に作成し、教育実践が開始なされている。また、その内容は「教育理念」に始まり、児童の実態から学級経営方針（目的、具体的方針、年次計画、経営促進組織、研究主題）を立て、方針に基づいた指導内容の配列、一日の生活プログラムと学級設備と教材・教具など経営計画の必要条件を網羅している。

その中の「学級設備の配置図」では、遊び場のほぼ中央に花壇が配置され、「特殊学級カリキュラム基底」では、学級園の手入れという項目もあった。また、「生活単元の構成」では、5月に学級園の計画（花壇、菜園）、耕土、種まき、発芽の観察、手入れなど畑を利用した学習が小学校の障害児教育でも取り込まれていた²⁵⁾。

また、養護学校初の指導要領である1962

(昭和37)年 養護学校学習指導要領では、第2指導計画の作成および指導の一般方針の中で、各養護学校において児童または生徒に対する学習の指導を能率的、効果的に行うためには、下記の事項について留意する必要がある。とし、「(3) 精神薄弱の児童・生徒は、一般に新しい経験を獲得していくことに対する欲求が乏しく、また、それに対する興味や関心も薄い。さらに、自主的、自律的に物事を処理していく意欲を欠き、何事をするにも他律的で依存的である場合が多い。したがって、その指導にあたっては、栽培・飼育、音楽・リズム、造形、体育その他生産的作業や職業的訓練などの動的、情意的で具体的な生活場面において、児童・生徒の能力に応じた問題を与えるとともに(中略)その自主性や自発性を高めていくようにすること。」とされ、精神薄弱の児童生徒と栽培・飼育の教育内容の相性がよいことが示唆された²⁶⁾。

以上から、特別支援教育における食農教育は、明治時代より始まっていたことが分かった。また、戦後も障害のある子どもたちと食農との相性がいいことやアメリカの経験主義の影響もあり、食農が今日まで特別支援教育において続いてきたことが示唆された。

5. 結語と課題

障害児教育は江戸中期以降から始まり、明治は盲聾児教育が先行して行われた。1890(明治23)年松本尋常小学校にて盲聾児以外の特殊児童が対象の学級が立ち上がり、1891(明治24)年石井亮一は、知的障害児を対象とする初めての教育施設「滝乃川学園」を設立した。昭和初期には「大阪思斉学校」のように精神薄弱児のための単独校も設立された。

戦後学校教育法に盲学校、聾学校、養護学校は規定されたが、なかなか設立されず、1962(昭和37)年に戦後から15年経って初めての養護学校学習指導要領が告示された。また、1979(昭和54)年ようやく養護学校は

義務化した。また、平成になって特殊教育から特別支援教育へと変化していったことが分かった。

特別支援における食農教育は、明治時代より実践されていたことが分かった。また、戦後も障害のある子どもたちと食農との相性がいいことやアメリカの経験主義の影響もあり、食農が今日まで特別支援教育において続いてきたことが示唆された。

では、現在食農教育が特別支援教育の現場でどのように実践が行われているのだろうか。埼玉県内の例を現職の教員対象に質問紙調査を実施し、その結果について次稿では報告したい。

引用・参考文献

- 1) 農林水産省「日本の食料自給率」2025年10月5日アクセス (https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/012.html)
- 2) 文部科学省『特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)(平成30年度告示)』pp.33-34, 2023年9月30日アクセス (https://www.mext.go.jp/content/20220715-mxt_tokubetu01-100002983_1.pdf)
- 3) 中村満紀男『日本障害児教育史【戦前編】』明石書店, 2018, pp.55-60.
- 4) 中村満紀男『日本障害児教育史【戦前編】』明石書店, 2018, p.69.
- 5) 中村満紀男『日本障害児教育史【戦前編】』明石書店, 2018, p.69.
- 6) 熱海則夫・小林一也編『新学校教育全集 19 心身障害児教育』ぎょうせい, 1995, p.4.
- 7) 高野聡子「川田貞治郎の日本心育園における低能児教育としての心練の実践」障害児科学研究, 2008.
- 8) 熱海則夫・小林一也編『新学校教育全集 19 心身障害児教育』ぎょうせい, 1995, p.5.
- 9) 熱海則夫・小林一也編『新学校教育全集

- 19 心身障害児教育』ぎょうせい, 1995, p.131.
- 10) 熱海則夫・小林一也編『新学校教育全集 19 心身障害児教育』ぎょうせい, 1995, p.6.
- 11) 熱海則夫・小林一也編『新学校教育全集 19 心身障害児教育』ぎょうせい, 1995, p.132.
- 12) 熱海則夫・小林一也編『新学校教育全集 19 心身障害児教育』ぎょうせい, 1995, p.7.
- 13) 熱海則夫・小林一也編『新学校教育全集 19 心身障害児教育』ぎょうせい, 1995, pp.133-136.
- 14) 熱海則夫・小林一也編『新学校教育全集 19 心身障害児教育』ぎょうせい, 1995, p.9.
- 15) 熱海則夫・小林一也編『新学校教育全集 19 心身障害児教育』ぎょうせい, 1995, pp.39-129.
- 16) 文部科学省「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」2025年10月5日アクセス (https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06072108.htm)
- 17) エドワード・セガン 末川博監修・薬師川虹一訳『障害児の治療と教育』ミネルヴァ書房, 1973, pp.202-204.
- 18) 渡辺政盛他『精神貧困児の教育』啓文社, 1941, pp.260-265.
- 19) 高野聡子「川田貞治郎の日本心育園における低能児教育としての心練の実践」障害児科学研究, 2008.
- 20) 渡辺政盛他「精神貧困児の教育」啓文社, 1941, pp.234-236.
- 21) 望月勝久「戦後精神薄弱教育方法史」黎明書房, 1979年, pp.21-24, pp.373-374.
- 22) 糸賀一雄「精神薄弱児の職業教育」光風出版東京営業所, 1955, pp.5-6.
- 23) 望月勝久「戦後精神薄弱教育方法史」黎明書房, 1979年, p.12.
- 24) 市澤豊「戦後発達障害児教育実践史」明石書店, 2010, pp.71-74.
- 25) 市澤豊「戦後発達障害児教育実践史」明石書店, 2010, pp.616-627.
- 26) 文部科学省『養護学校小学部・中学部学習指導要領 精神薄弱教育編 昭和37年告示』2025年10月5日アクセス (<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s37sem/index.htm>)

